

日バス協技第52号
令和5年2月24日

各都道府県バス協会会長 殿

公益社団法人日本バス協会
会長 清水 一郎

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

平素より当協会の活動に格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
標記について、国土交通省自動車局長から別添1のとおり改正通知があり、併せて、自動車局自動車情報課長及び整備課長から別添2のとおり周知依頼がありました。
都道府県バス協会におかれては、傘下会員事業者への周知をお願いいたします。

担当：技術安全部（田中・横山）
電話：03-3216-4015

国自整第 2 4 5 号の 3
国自情第 3 1 2 号の 3
令和 5 年 2 月 2 2 日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局長

「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」の一部改正について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和 36 年 11 月 25 日付自車第 880 号）の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、貴会傘下会員に対し周知方お願いします。

国自情第313号の3

国自整第246号の3

令和5年2月22日

公益社団法人 日本バス協会会長 殿

国土交通省自動車局

自動車情報課長

整備課長

検査標章の貼付位置の見直しに係る自動車利用者等への周知について

今般、「自動車検査業務等実施要領について（依命通達）」（昭和36年11月25日付、自車第880号）を改正しましたので、貴会傘下会員に対し周知方お願いするとともに、貴会員事務所内への別添の掲示や利用者等への配布等にご協力をお願いいたします。